第五条のうち関税暫定措置法施行令第十三条の二中第十四条の改正規定、同令第十八条及び第十九条の二を削る改正規定並びに同令第十九条の改正規定と同条を同令第二十条とする改正規定							
物品であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定	第十八条第二項中「の数量」の下に「（次項において「統計上数量」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。	第十条の四第三項	豚肉等であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定	、環太平洋包括的及び先進的協定	環太平洋包括的及び先進的協定発効年度	十三の項	別表第一の三十六の項
物品であつて環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋協定	第十八条を次のように改める。 **第十八条**　削除	第十条の四第二項	豚肉等であつて環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋協定	、環太平洋協定	環太平洋協定発効年度	十四の項	別表第一の三十八の項

第五条のうち関税暫定措置法施行令第十三条の二中第十四条の三を第十九条の二とし、同条の次に二条を加える改正規定	環太平洋包括的及び先進的協定の
第五条のうち関税暫定措置法施行令第十三条の二中第十四条の三を第十九条の二とし、同条の次に二条を加える改正規定	環太平洋協定の

2　前項の場合において、第一条のうち次に掲げる規定は、適用しない。

一　関税法施行令等の一部を改正する政令第一条の改正規定

二　関税法施行令等の一部を改正する政令第五条のうち、関税暫定措置法施行令第十九条の三を同条第二項とし、同条に第一項として一項を加える改正規定の改正規定、同令第三章の二中同条を第十九条の八とし、同条の次に二条を加える改正規定の改正規定（「別表第一の二十八の項」を「別表第一の二十六の項」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改める部分及び「環太平洋協定発効年度」を「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」に改める部分に限る。）、同章中第十九条の二を第十九条とし、同条の次に六条を加える改正規定の改正規定（「第三章の二中」及び「を第十九条とし、同条」を削り、「六条」を「五条」に改め、第十九条の二を削り、「この表及び第十九条の七第一号において」を削り、「と別表第一の三の項」を「及び別表第一の三の項」に改める部分、「」の輸入数量」に改める部分、「第一条第一項各号」の下に「（行政機関の休日）」を加える部分及び「修正対象物品と」を「物品と」に改める部分を除く。）、同令第五章の次に一章を加える改正規定の改正規定（「、環太平洋包括的及び先進的協定」に改める部分に限る。）、同令第三十二条第二項第一号を同項第四号とし、同号の前に三号を加える改正規定の改正規定（「別表第一の二十六の項」を「別表第一の二十四の項」に改める部分に限る。）及び同令別表第三とし、同令別表第一を同令別表第二とし、同表の前に一表を加える改正規定の改正規定（「別表第二を別表第三とし、別表第一」を「別表」に改める部分を除く。）

三　関税法施行令等の一部を改正する政令第八条の改正規定

四　関税法施行令等の一部を改正する政令第九条中経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百九十四号）第一条の次に二条を加える改正規定の改正規定

五　関税法施行令等の一部を改正する政令附則第二項の改正規定

六　関税法施行令等の一部を改正する政令附則第三項の改正規定（「第七条の七第一項」を「第七条の三第一項ただし書」に改める部分を除く。）

（関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三条　関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「。次項において「平成二十九年改正令」という。」を削り、同条第二項を削る。

特許法施行令及び特許法等関係手数料令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年七月十一日

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣　安倍　晋三